

口腔管理連携加算 A233-3 | 施設基準・届出チェックシート

600点 | 令和8年度診療報酬 | 院内確認用

本資料はrehabilikunblogが独自作成した院内確認用資料です。厚生労働省の公式届出様式ではありません。最新通知・様式34の2を必ず確認してください（2026/8/20確認）。

医療機関名		確認日	
確認者		主な連携歯科	

施設基準・届出の確認

No.	区分	確認項目	判定	メモ
1	必須	歯科診療を提供していない保険医療機関である。	☐ 適合 ☐ 要確認	
2	必須	入院中の歯科受診が必要と医師等が判断した患者が生じた場合に備え、別の歯科医療機関と歯科訪問診療に係る連携体制を構築している。	☐ 適合 ☐ 要確認	
3	必須	歯科訪問診療を依頼する方法を取り決め、連携歯科医療機関から連絡先・連絡方法を示した文書の提供を受けている。	☐ 適合 ☐ 要確認	
4	必須	連携体制、必要時に入院中の歯科受診が行われること、連携歯科医療機関名を院内の見やすい場所に掲示している。	☐ 適合 ☐ 要確認	
5	必須	上記の掲示事項を原則としてウェブサイトにも掲載している（自ら管理するホームページ等がない場合を除く）。	☐ 適合 ☐ 要確認	
6	実績	前年度：連携歯科医療機関による入院中の歯科訪問診療の実績が3件以上ある。	☐ 適合 ☐ 経過措置 ☐ 要確認	
7	実績	前年度：退院時の歯科医療機関連携加算1の算定実績が3件以上ある。	☐ 適合 ☐ 経過措置 ☐ 要確認	
8	必須	入院患者へ適切な口腔管理を提供し、治療が必要な口腔状態の課題を認めた場合、必要に応じて連携歯科へ歯科訪問診療を依頼できる体制がある。	☐ 適合 ☐ 要確認	
9	届出	届出は別添7の様式34の2を使用し、連携歯科から提供された連絡先・連絡方法等の文書を添付する。	☐ 適合 ☐ 要確認	
10	望ましい	口腔状態に課題があるものの入院中の歯科受診は不要と判断した患者に、必要に応じて退院後の歯科受診を促す体制がある。	☐ 実施 ☐ 未実施	
11	望ましい	全ての入院患者について、入院後速やかに口腔状態の課題を評価する体制がある。	☐ 実施 ☐ 未実施	

重要な注意

- ・実績要件（上記6・7）は、令和9年5月31日までの間に限り、基準を満たしているものとみなす経過措置があります。
- ・「3件以上」の実績には、自院と特別の関係にある歯科医療機関に係る実績は含めません。
- ・B009診療情報提供料（I）・歯科医療機関連携加算1が包括される病棟では、歯科医療機関への診療情報提供実績を要件の件数に含められます。

根拠資料

- 算定方法（A233-3・600点・算定要件）：https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=84aa9729&dataType=0&pageNo=3
- 施設基準通知（第19の2）：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001732097.pdf>
- 様式34の2：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/r8-k34-2.pdf>
- 疑義解釈その5・その7：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/000483607.pdf> / <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/000486288.pdf>

口腔管理連携加算 A233-3 | 患者別 算定確認シート

600点 | 歯科診療が行われた日に入院中1回

本資料は院内の算定確認を補助する独自資料です。最終判断は最新の告示・通知・疑義解釈・施設の請求ルールで確認してください（2026/8/20確認）。

患者氏名 / ID		病棟	
入院日		歯科診療日	
確認者		確認日	

患者ごとの算定要件・確認ポイント

No.	区分	確認項目	確認
1	施設	当該医療機関はA233-3 口腔管理連携加算の施設基準を届け出ている。	☐ 確認済 ☐ 要確認
2	対象	患者は当該医療機関に入院中である。	☐ 確認済 ☐ 要確認
3	対象	口腔状態の課題のために、医科における治療上の課題が生じている。	☐ 確認済 ☐ 要確認
4	判断	医師等が、入院中の歯科受診が必要と判断している。	☐ 確認済 ☐ 要確認
5	同意	連携歯科医療機関への紹介について患者の同意を得ている。	☐ 確認済 ☐ 要確認
6	紹介	連携体制を構築している他の歯科医療機関へ患者を紹介している。	☐ 確認済 ☐ 要確認
7	情報	診療状況を示す文書を添えて紹介している。	☐ 確認済 ☐ 要確認
8	実施	入院中に実際の歯科診療が行われている。	☐ 確認済 ☐ 要確認
9	算定	歯科診療が行われた日に算定する。	☐ 確認済 ☐ 要確認
10	回数	同一入院中に口腔管理連携加算をまだ算定していない（入院中1回に限る）。	☐ 確認済 ☐ 要確認
11	注意	B009 診療情報提供料（Ⅰ）は600点に含まれるため、別に算定しない。	☐ 確認済 ☐ 要確認

最終判定

算定判定	☐ 算定可 ☐ 要確認 ☐ 算定不可	点数	600点
------	---	----	------

重要：B009 診療情報提供料（Ⅰ）は口腔管理連携加算の所定点数に含まれます。紹介のみでは足りず、入院中に歯科診療が行われた場合に算定します。

記録・確認メモ

紹介先、同意確認、紹介文書、歯科診療日、算定時の申し送りなどを必要に応じて記載

根拠資料

- 算定方法（A233-3・600点・算定要件）：https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=84aa9729&dataType=0&pageNo=3
- 施設基準通知（第19の2）：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001732097.pdf>
- 様式34の2：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/r8-k34-2.pdf>